

経済産業省の海外展開支援行動計画

平成 23 年 6 月 23 日策定

平成 24 年 3 月 9 日改訂

経済産業省

1. 情報収集・提供

(1) 中小企業が必要な情報をきめ細かく、分かりやすく提供

- ① 海外展開に成功した中小企業の例を収集するとともに、各支援組織が実施するセミナー等に当該企業の代表者の参加を依頼し、今後展開を考える中小企業に対するアドバイスを実施する。(中小企業庁)
- ② 海外展開に関する総合情報メールマガジンを発行し、中小企業関連施策の動向、海外展開に成功した中小企業の例、セミナーや展示会情報などをタイムリーに提供する。(中小企業庁)
- ③ 海外展開を志す中小企業にとっての利便性向上を図るべく、海外展開に関するワンストップ相談支援を強化する。(中小企業庁)
- ④ 海外展開を志す中小企業に対して、事前診断を通じて海外展開に向けた課題の抽出を支援し、必要な取り組みを促すために、「中小企業海外展開自社診断シート」(仮称)を作成し、ウェブに掲載する(中小企業庁)
- ⑤ サービス産業生産性協議会 (SPRING) やジェトロ等と連携しつつ、国際展開を行っているサービス産業の事例や各国の非関税障壁、国内企業の動向や移行等の情報を引き続き収集・分析し、必要に応じて情報提供等を行う。(商務情報政策局、通商政策局)

(2) オール・ジャパンでの組織の壁を越えた連携

- ① 地域金融機関との連携による「海外展開サポートプログラム」を展開し、地域中小企業の海外展開を支援する。また、中小企業と密接に関係する地域金融機関が経営支援と金融支援を一体的に進めてい

くことを促進していく中で、海外展開支援の施策についても、地域金融機関に紹介していく。（中小企業庁）

- ② 日本貿易保険（NEXI）と提携地域金融機関で構成する「地域企業海外ビジネス支援ネットワーク」の拡充などを通じて、地域の中小企業が貿易保険を利用しやすくなるなど、利便性の向上を図る。（貿易経済協力局）
- ③ 中小企業海外展開支援関係機関連絡会議の定例化（2ヶ月に1回）を通じて関係機関間での情報共有を推進し、既に講じられた施策の効果のレビューや更なる支援施策の検討に活用する。（経済産業省及び関係機関）

2. マーケティング

（1）商品開発やブランド化の支援

- ① 中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が協働し、自らの持つ優れた素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外市場開拓の取り組みに対する支援（JAPAN ブランド事業）を実施する。23年度においては、80件実施する。（中小企業庁）
- ② アニメ、ファッション、食、地域産品・伝統文化・匠の技術など海外で人気の高いクール・ジャパンの魅力と底力を産業化し、海外市場開拓及び海外顧客の訪日を促進するため、ターゲット国と分野を決め、「業種を超えたチームづくり、市場開拓、成果の検証・他事業への応用、実際の事業展開」という企業や若手人材の一貫した取組を支援するとともに、各地域にクール・ジャパンを体現するクリエイティブシティを組成し、食や観光と絡めた地域資源の発掘・連携と国際的発信を行う。（商務情報政策局）
- ③ 中小企業者と農林漁業者の連携、地域資源の活用及び異分野の中小企業の連携の枠組みを活用し、互いの経営資源（技術・販路等）を有効に活用して行う新事業活動の促進や国内外の販路開拓を支援す

る。(中小企業庁)

- ④ APEC 岐阜イニシアティブのグローバル一村一品運動の一環として、地域資源を活用した高付加価値製品を開発し、世界市場に向けた販売を展開することを支援する。(中小企業庁)
- ⑤ 日本で50年を超える実績を有するグッドデザインのブランド力をいかし、中小企業が海外展開しやすいようにインドにおけるデザイン賞設立への協力を通じてGマークの認知度向上を図るとともに、中小企業による質の高い製品の差別化を図るため、子どもの安心・安全や創造性の育成、子育てしやすい環境の整備等に配慮されたキッズデザインの普及を図る。また、ものづくりのブランド化を確立するため、国の海外展開事業においてデザインの活用を図る。(商務情報政策局)
- ⑥ 我が国サービス産業国際展開促進のため、新たなサービス価値の国内外に向けた発信方法を検討する。(商務情報政策局)

(2) 優れた製品・技術の海外ビジネス事業化支援

- ① 海外展開を計画する中小企業に必要な事業可能性調査(F/S調査)の実施を支援する。海外生産拠点設立あるいは販売先の開拓等に伴う市場調査等100件を支援予定。(中小企業庁)
- ② ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の連携体が行き組む技術流出対策を考慮した試作品開発やその販路開拓等の取組を支援する。(中小企業庁)
- ③ 経済発展により環境問題が深刻化しているアジア諸国との政策対話を通じて、我が国の経験を踏まえた現地への環境制度の整備支援を行うとともに、相手国政府関係者等とのネットワークを活用し、我が国の中小企業等が有する優れた環境製品の導入を促進する。(貿易経済協力局)

(3) 安全・安心等の信頼性の確保

- ① 規制措置をとっている国・地域に対しては、広く関係当局に働きかけを実施。また、ホームページ等インターネットを通じた発信のほか、在京外交団や国内外の産業界への説明会を実施する等情報発信の強化に取り組む。(経済産業省)
- ② ホームページにおいて、諸外国の放射線検査等の情報を事業者に対して提供。また、相談窓口を設置し、個別の事業者からの問い合わせに対応する。(通商政策局)
- ③ 輸出品に係る放射線量検査の検査料補助や、商工会議所による証明サービスの周知をするとともに、福島県を中心に、放射線量測定の指導・助言を行う専門家の派遣事業等を実施。(貿易経済協力局、地域経済産業グループ)
- ④ 福島県で生産された繊維製品と東京、大阪・京都、さらにはアジア・欧州で生産された繊維製品の放射線量を比較して、有意な差がない旨をプレスリリース。業界が海外のバイヤー等に対する説明に使えるよう英語版も作成。(製造産業局)

(3) 海外バイヤー等の招聘及び国内展示会への出展

- ① ジェトロや中小機構に対して補助金を交付し、海外バイヤー等の招聘や国内展示会への出展を支援する。また、ジェトロにおいて農林漁業者や中小食品産業者の輸出支援を強化するため、海外バイヤー招聘を強化する。(通商政策局、中小企業庁)
- ② アジア各国のベンチャーキャピタルとのネットワーク構築を行うとともに、国内ベンチャー企業等とのマッチングを行う。(経済産業政策局、中小企業庁)

(4) 海外展示会への出展及び海外ミッションの派遣

- ① APEC 岐阜イニシアティブの APEC 楽市楽座運動の一環として、APEC 地域内の国際展示会の開催情報を共有しやすくする「展示会情報共有基盤」を構築するとともに、中小企業が国際展示会に参加しやすく成果をあげやすくした「APEC 中小企業支援型展示会」を展開する。
(中小企業庁)
- ② 企業立地促進法の枠組みを活かし、地域の中小企業が一体となつて行う海外販路の開拓のための展示会出展やミッション派遣などの活動を支援する。(地域経済産業グループ)
- ③ 海外市場に豊富なネットワークを有する国内及び当該国の民間企業と、海外ビジネスの経験には乏しいが、海外展開の意欲がある中小企業が連携し、当該ターゲット市場が求める商品・サービスのラインアップを全国から選りすぐり、現地消費者向けの PR を行いながら継続的に販路開拓を行う基盤を構築する。(商務情報政策局)
- ④ 震災からの復興を加速化する観点から、被災地域の中小企業に対し海外展開支援の充実を図るため、海外展示会への出展支援やミッション派遣、海外展開の専門家等によるアドバイス等を実施する。(通商政策局、中小企業庁)
- ⑤ 農林漁業者や中小食品産業者の輸出支援を強化するため、平成 24 年 1 月にジェトロにおいて農林水産物・食品輸出促進本部を設置したところであり、農林水産省・外務省・在外公館・自治体等と連携し、海外展示会への出展や海外ミッション派遣を拡充する。(通商政策局)
- ⑥ ものづくり中小企業の海外販路開拓支援を目的とした、素形材産業海外ミッションを強化・拡充する。(製造産業界)

(5) インターネットを活用した新規市場開拓支援

- ① 中小企業等によるネクスト・ボリュームゾーンとも言われる BOP (Base of the Economic Pyramid) 層を対象としたビジネス促進のため、関係機関と連携しポータルサイトによる一元的情報提供、相談窓口業務及びマッチング支援を行う。(貿易経済協力局)
- ② 震災からの復興・振興を図るため、被災地域に関連する中小企業に対しインターネットを使った越境ビジネスによる海外向け販路開拓の支援等を行う。(商務情報政策局)
- ③ 中小企業基盤整備機構と協力し、中小企業が海外におけるインターネット通販サイト経由で海外の消費者に販売する実証を行う。(中小企業庁)

3. 人材の育成・確保

(1) 海外展開に対応できる人材の育成

- ① APEC 岐阜イニシアティブの APEC 中小企業 CEO ネットワーク拡大運動の一環として、自治体による中小企業の経営者の国際交流事業を、中小企業大学校等を用いて国としても支援する。(中小企業庁)
- ② 海外の拠点における優秀な人材の育成・確保のため、現地人材に対する経営・販売・製造等に係る研修・専門家派遣等を実施する。(貿易経済協力局)
- ③ 我が国の若手人材の海外インフラ関連部門等への派遣等を行い、グローバルな人脈の構築を支援するとともに、若手人材の交渉能力向上等を図る。(貿易経済協力局)

(2) 海外展開に必要な人材の確保

- ① 中小企業の海外展開にかかる人材の確保の観点から中小機構と協力し、日本貿易会等に登録されている海外ビジネス経験の豊富な企業

OBと中小企業とのマッチングを行うとともに、外国人留学生と中小企業とのマッチングについても検討する。(中小企業庁)

- ② 「技術競争力を有する企業」や「海外展開を視野に入れた企業」等が、新たな事業展開を行うに際し、プロジェクト実施の過程から専門人材(商社OB等)を招聘し、知識やノウハウ等を習得することで、グローバルに活躍できる中小企業の社内人材の育成を図り、中小企業のグローバルな競争力強化を支援する。(中小企業庁)

4. 資金調達

資金調達の円滑化

- ① 中小企業の更なる円滑な海外展開推進のため、日本政策金融公庫の海外展開資金制度を拡充する。(中小企業庁)
- ② 中小企業経営力強化支援法案(平成24年3月2日閣議決定(P))を通じ、承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。(中小企業庁・貿易経済協力局)
 - (a) 株式会社日本政策金融公庫の債務保証業務やNEXIの保険業務等を通じ、中小企業の海外子会社の資金調達の円滑化を図る。
 - (b) 中小企業信用保険(海外投資関係保険)の保険限度額を増額し、本邦金融機関からの融資の円滑化を通じ海外展開を支援する。
- ③ 中小企業の海外展開を支援するため、中小機構を通じて、海外展開を行う中小企業等の資本増強を支援する。(中小企業庁)

5. 貿易投資環境の改善

(1) 海外拠点設立のために必要な情報の提供

インドなど新興国で日系中小企業の進出環境を整備するため、相手国政府や関係機関と連携し、現地の投資環境に関する情報提供、日系企業向け工業団地の開発支援等を実施する。また、ジェトロの海

外ビジネスサポートセンター（世界 4 カ国 6 地域）においてレンタルオフィスの提供、専門アドバイザーのコンサルティングによる拠点設立支援を実施。平成 24 年度は新たにミャンマー（ヤンゴン）にサポートセンターを立ち上げる。（通商政策局・貿易経済協力局）

（２）海外展開に伴う法務、税務、労務、知財保護、技術流出防止及び対外取引に係るリスク軽減のための支援

- ① 知財総合支援窓口等の支援機関と連携して、「海外知的財産プロデューサー」による、海外における最適な知的財産活用等のマネジメント支援を行う。また、専門の相談員及び弁理士・弁護士を模倣被害アドバイザーとして配置し、中小企業からの外国における産業財産権侵害対策および制度に関する相談に迅速に対応する。さらに、特許等の外国出願助成について、支援の拡充を行う。（特許庁）
- ② 在外日本人商工会議所と協力し、今後当該地域に展開を考える中小企業が既進出企業の税務、労務等に関わるノウハウを共有できる体制を構築する。（中小企業庁）
- ③ NEXI が引き受ける中小企業輸出代金保険（手続き簡素化など中小企業のニーズに対応した保険）について、保険料率の引き下げや契約金額上限額の引き上げなどの拡充を行う。（貿易経済協力局）

（３）貿易投資の円滑化

- ① 各国との貿易・投資手続きの簡素化・共通化を行うため、EPA 政策を推進する。（通商政策局）
- ② 流通業の海外進出支援や、我が国企業に必要なロジスティクス整備の促進のため、相手国担当省庁との政策対話の設置を積極的に推進。具体的には、以下の枠組みにより、進出時の課題解決に向けた議論や、人材育成に関する協力などを進める。（商務流通グループ）

(a) 2010 年 8 月に中国商務部と経済産業省で流通政策に関する協力

の覚書を締結。今後の継続的議論の場として、2012年3月下旬の「日中流通対話」の開催に向け準備中。

(b) 2011年11月に中国国家発展改革委員会と経済産業省、外務省、国土交通省との間で第2回が開催された「日中物流政策対話」を通じて、日本企業の中国展開に当たっての物流にかかる環境整備を推進。

(c) 2011年10月にベトナム商工省と経済産業省との間で設置について合意した流通・物流分野に関する政策対話を通じて、日本企業のベトナム展開を支援。

- ③ ジェトロを通じ、まずは、新興国を中心とした10都市の海外事務所が先行的に当該地域の日本人商工会議所等と連携することにより支援体制を充実させ、現地における中小企業の海外展開支援に積極的に取り組む。さらに、災害発生等の不測の事態に適切に対応できるよう、現地に進出している日系中小企業に関する情報の収集に取り組む。(通商政策局、中小企業庁)
- ④ 相手国担当省庁との二国間政策対話や日ASEANなどの多国間枠組み等政府間協議を活用し、中小企業のニーズに対応した事業環境の整備・改善を積極的に進める。(通商政策局、中小企業庁)
- ⑤ 経済発展により環境問題が深刻化しているアジア諸国との政策対話を通じて、我が国の経験を踏まえた現地への環境制度の整備支援と我が国の中小企業等が有する優れた環境製品の導入等を一体的に支援する。(貿易経済協力局)
- ⑥ インド、ミャンマー、ベトナム等で中小企業を含む日本企業が海外展開を行う際、進出の拠点となるような工業団地、またそれに付随するユーティリティ等のインフラの整備を積極的に支援する。(貿易経済協力局)